

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年12月4日認可した。

平成25年12月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

| 土 地 改 良 区 名 | 土 地 改 良 事 業 名               |
|-------------|-----------------------------|
| 満濃町土地改良区    | 単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 澗谷池地区 |
| ”           | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 東佐岡地区  |
| ”           | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 上真野1地区 |
| ”           | 単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 大井手地区 |